

宇治市障害福祉サービス事業所等利用者支援事業助成金の 交付申請及び請求等について

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動を縮小することを余儀なくされた事業者に対し、障害者の日中活動支援の維持を図ることを目的として、障害福祉サービス等を継続するために必要な経費を助成します。

2 助成対象となる事業所

以下のいずれにも該当する事業所を助成対象とします。

- ①宇治市において、生活介護、就労移行支援または地域活動支援センターを運営している事業所
- ②令和2年4月から令和2年9月までに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年比で生産活動収入が減少した事業所

3 助成対象期間

令和2年4月から令和2年9月までの間について、前年同月と比べた生産活動収入の増減を確認し、以下の方法で助成金額を算定します。

ただし、休業していた期間は、営業日割合に応じて、助成金額を算定します。

4 助成金額（対象経費）

以下のとおり計算します。計算は事業所、サービスごとにそれぞれおこなってください。

4月から9月までの6か月間で計算し、減収と増収は相殺します。（助成上限額50万円）

<助成金算定式（助成率は10/10）>

$$S = A - A'$$

S：助成金総額

A：減収月の助成金額

A'：増収月の控除金額

【減収月】

$$A = B \times C \times D \times E$$

B：前年同月の平均工賃月額

C：減収率（前年同月の生産活動収入－対象月の生産活動収入）÷前年同月の生産活動収入

D：対象月の利用人数

E：対象月の営業日数割合（通常営業日数から臨時休業日数を控除した日数÷通常営業日数）

【増収月】

$$A' = B \times C' \times D \times E$$

B：前年同月の平均工賃月額

C'：増収率（対象月の生産活動収入－前年同月の生産活動収入）÷前年同月の生産活動収入

D：対象月の利用人数

E：対象月の営業日数割合（通常営業日数から臨時休業日数を控除した日数÷通常営業日数）

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和3年1月20日～令和3年3月31日まで

(2) 提出先

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市障害福祉課 庶務企画係

(3) 申請書類

以下の全ての書類を提出してください。

複数の事業所、サービスを運営する法人は、事業所、サービス種別ごとにそれぞれ作成してください。なお、申請書類は返却しません。

○:必要

提出書類		所定様式	社会福祉法人	左記以外の法人
(1)	宇治市障害福祉サービス事業所等利用者支援事業助成金交付申請書	様式第1号	○	○
(2)	宇治市障害福祉サービス事業所等利用者支援事業助成金事業実施計画書(兼事業報告書)	様式第2号	○	○
(3)	宇治市障害福祉サービス事業所等利用者支援事業助成金収支予算書(兼収支決算書)	様式第3号	○	○
(4)	前年度の事業活動明細書	—	○	○
(5)	宇治市障害福祉サービス事業所等利用者支援事業助成金請求書	様式第5号	○	○
(6)	助成を受ける理由書	—	○	
(7)	法人の直近の財産目録及び貸借対照表	—	○	
(8)	宇治市以外の地方公共団体からの助成・援助の程度を記載した書類(実績・予定のある法人のみ)	—	○	

6 会計処理について

交付を受けた助成金は、工賃として利用者へ支払うものとします。ただし、すでに他の会計からの繰入等により工賃補填をおこなっている場合は、助成金を繰入元に充当しても良いものとします。本助成金を原資にして支払った工賃は、他の工賃と区別して明確に管理してください。

7 問い合わせ先

宇治市障害福祉課 庶務企画係

Tel 0774-21-0419 Fax 0774-22-7117